

令和6年春号

確認しておきましょう！ 相続税がかかる財産

相続税がかかる財産とは？

原則として、相続や遺贈（以下「相続等」）によって取得した財産のことをいいます。

それ以外にも、被相続人死亡後に受け取る生命保険金や死亡退職金、生前に被相続人から贈与により取得した財産で一定のものについても、相続税がかかります。

目次

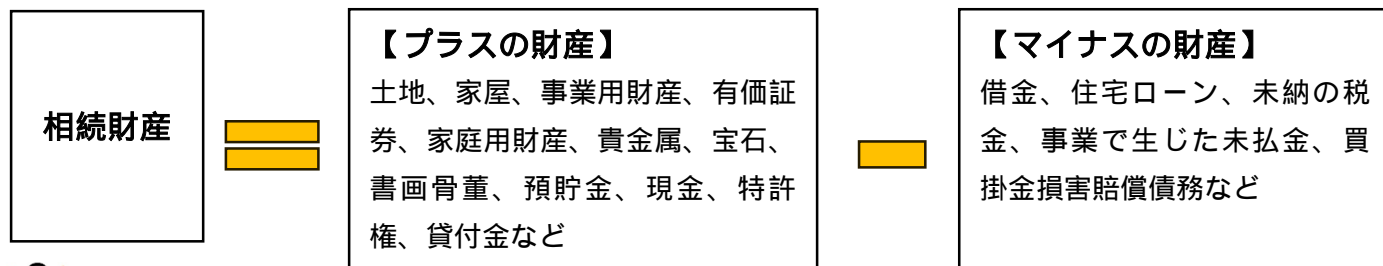
1. 相続等によって取得した財産
2. みなし相続財産
3. 生前に贈与された財産
4. 相続税がかからない財産

1. 相続等によって取得した財産

相続税の課税対象となる財産は、被相続人が亡くなった時点で所有していた 土地、建物、株式や公社債などの有価証券、預貯金、現金などのほか、**金銭に見積もることができる全ての財産をいいます。**



借金、住宅ローン、未納の税金などの債務も、マイナス相続財産として、被相続人から引継ぎます。



日本国内に所在する財産だけでない！

日本国外に所在する財産も相続税の課税の対象になります。



財産の名義にかかわらず！

家族名義の預金でも、被相続人が取得等のための資金を出していたことなどから被相続人の財産と認められるものは、相続税の課税対象になります。 その他、被相続人が購入した不動産で未登記のものなども相続税の申告に含める必要があります。



「役員借入金」は注意が必要！

社長が死亡した場合、**決算書上の「役員借入金」は、会社への貸付金として相続財産に含まれます。** 相続税の課税対象になりますので、生前に対策が必要です。

2. みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」や「退職金」などは、相続等によって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

このうち、相続人が受け取った「保険金」「退職金」については、その区分ごとに計算した以下の金額までは非課税となります。

$$500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} \times \frac{\text{その相続人の取得した保険金等の合計額}}{\text{相続人全員の取得した保険金等の合計額}}$$

3. 生前に贈与された財産

被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、贈与税の申告の際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。

【改正点 1】令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得した財産については、**基礎控除額 110 万円**を控除した後の残額を相続税財産価額とすることができる

【改正点 2】贈与された財産が令和 6 年 1 月 1 日以後に一定の災害を受けた場合は、その災害による**被災価額を控除した残額**を相続財産価額とすることができる

被相続人から相続開始前の加算対象期間内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した人が、**被相続人が亡くなる前の加算対象期間内に被相続人から贈与を受けた財産**は、相続税の課税対象となります。

【改正点 3】加算対象期間の拡大：相続開始前 3 年以内 **令和 6 年 1 月 1 日以後贈与より、7 年以内に！**

【改正点 4】延長された 4 年間に贈与により取得した財産の価額については、総額 100 万円まで加算対象外

【加算対象期間】

贈与の時期		加算対象期間
～令和 5 年 12 月 31 日		相続開始前 3 年間
令和 6 年 1 月 1 日～	贈与者の相続開始日	
	令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日	相続開始前 3 年間
	令和 9 年 1 月 1 日～令和 12 年 12 月 31 日	令和 6 年 1 月 1 日～相続開始日
令和 13 年 1 月 1 日～		相続開始前 7 年間

(出典) 国税庁「令和 5 年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」

4. 相続税がかからない財産

墓地、仏壇、仏具

申告期限までに、国、地方公共団体、特定の公益法人、認定特定非営利活動法人に寄付した一定の財産

…等

葬式費用は相続財産の価額から差し引くことができます

(例) お寺や葬儀社への支払い、お通夜の費用(香典返しの費用、法要に要した費用は差し引くことができません)



会社概要

会社名	 マネーコンサルジュ 税理士法人	 会社売るなら、ビジサク！ ビジネスサクセッション株式会社
代表	今村 仁	
所在地	〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町 2-1-29 三井住友銀行南森町ビル 3F	〒107-0052 東京都港区赤坂 8-13-19 インペリアル赤坂 1 番館 512 号
電話番号	06-6450-6990	03-6455-4275
FAX番号	06-6450-6991	03-6455-4276
メールアドレス	info@money-c.com	info@business-s.jp
ホームページ	https://www.money-c.com https://sogyo5.money-c.com https://chosa.money-c.com https://kessan.money-c.com https://tsubo.money-c.com	https://www.business-s.jp
営業日	月～金 9:00～17:30	
休業日	土・日・祝日	
人数	9人（税理士3人、グループ全体）	
資本金	2,000万円（グループ全体）	
設立	2003年	2007年
業務内容	税務会計業務全般（電子申告対応） / 記帳代行業務 / 給与計算代行業務 / 経営コンサルティング業務 / 経営分析・事業計画作成支援業務 / 新規開業支援業務 / 節税及び金融機関対策業務 / 経理の合理化支援業務 / 自計化支援業務 / 会計ソフト導入・運用支援業務 / 相続贈与申告・対策業務 / 事業承継支援業務 / 相続名義変更支援業務 / 税務調査対応業務 / IPO 支援業務 / M&A 支援業務 / セミナー講師業務 / 執筆業務 ◎「認定経営革新等支援機関」に認定	M&Aに関する仲介、斡旋、アドバイザー業務 企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザー業務 MBO 支援業務 企業、事業のデューデリジェンス業務 事業承継全般のコンサルティング業務 セミナー業務・執筆業務など
決算期	12月	12月
取引銀行	三井住友銀行 南森町支店	三井住友銀行 赤坂支店
ネットワーク	株式会社オールアバウト「節税対策」公式ガイド / 株式会社日本 M&A センター「ビジネスサクセッション」 / NPO法人相続アドバイザー協議会 上級アドバイザー / ビジネス会計人クラブ (BAC) 会員 / 日本ファイナンシャルプランナーズ協会 / 株式会社ミロク情報サービス / 積水ハウス株式会社 / 大阪商工会議所北支部 / 積和不動産関西株式会社 / 相続名義変更アドバイザー事務所 / 宝印刷株式会社 / フジ住宅株式会社 / 株式会社オンデック / 大和ハウス工業株式会社 その他、司法書士・社会保険労務士・弁護士・行政書士など	
アクセス	 <p>地下鉄：大阪メトロ谷町線・堺筋線「南森町駅」①出口を出てすぐ JR：東西線「大阪天満宮駅」①出口を出てすぐ 車：阪神高速「南森町」下車すぐ</p>	 <p>地下鉄：東京メトロ千代田線「乃木坂駅」①出口徒歩5分「赤坂駅」②出口徒歩8分 東京メトロ銀座線・半蔵門線・都営大江戸線「青山一丁目駅」③北出口徒歩10分 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」②出口徒歩10分</p>